

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 11 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第10号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附則に次の1項を加える。

25 令和元年12月に支給する期末手当についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の215」とする。

第2条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。